

第25回 静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

日時：令和4年11月2日(水)18時から

場所：WEB会議（県庁別館5F）

I 開 会

II 議 事

<協議事項>

1 レベル協議について

（【報告】県内の新型コロナウイルス感染症の発生及び入院等の動向についてを含む）

2 新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの同時流行を想定した
外来医療体制等の整備について

III 閉 会

静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部に対し、感染症の拡大を防止するとともに、患者の重症度に応じた医療体制の確保に関する適切な助言等を行うため、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置する。

(協議事項)

第2条 会議では、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する県の対策に関する専門的助言
- (2) 県内医療機関等への専門的助言
- (3) 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部への提言・情報提供
- (4) 新興感染症等に対する県の対策に関する専門的助言

(構成員)

第3条 会議に、委員及び顧問を置く。

- 2 委員及び顧問は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員及び顧問の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 4 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 座長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 座長は、第2条に定める協議にあたり必要があるときは、委員、顧問以外の者を会議へ出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第5条 会議に、専門の事項を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、静岡県健康福祉部感染症対策局新型コロナ対策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

| 氏 名 | 所属団体名・役職名 | 備考 |
|--------|------------------------------------|-------|
| 倉井 華子 | 静岡がんセンター 感染症内科部長 | 座長 |
| 渥美 生弘 | 聖隷浜松病院 救命救急センター長兼救急科部長 | |
| 伊東 宏晃 | 浜松医科大学 産婦人科学講座教授 | 産科領域 |
| 伊藤 正仁 | 静岡県保健所長会 会長 | |
| 岩井 一也 | 静岡市立静岡病院 血液内科科長 | |
| 加藤 明彦 | 浜松医科大学医学部附属病院 病院教授 | 透析領域 |
| 小清水 直樹 | 藤枝市立総合病院 副院長 | |
| 荘司 貴代 | 静岡県立こども病院 小児感染症科医長 | 小児科領域 |
| 鈴木 健一 | 静岡県立こころの医療センター 救急病棟診療科医長兼感染対策室長 | 精神科領域 |
| 須田 隆文 | 浜松医科大学 内科学第二講座教授 | |
| 飛田 規 | 磐田市立総合病院 副院長 | |
| 長岡 宏美 | 静岡県環境衛生科学研究所 技監 | |
| 袴田 康弘 | 静岡県立総合病院 総合診療センター長 | |
| 福地 康紀 | 一般社団法人静岡県医師会 副会長 | |
| 前田 正人 | JCHO三島総合病院 院長 | |
| 操 華子 | 静岡県立大学 看護学部看護学科 教授 | |
| 宮入 烈 | 浜松医科大学 小児科学講座教授 | |
| 矢野 邦夫 | 浜松医療センター 感染症管理特別顧問 | |
| 毛利 博 | 公益社団法人静岡県病院協会 会長 | 顧問 |
| 山口 建 | 静岡県理事 | 顧問 |

※オブザーバー

静岡市保健所長、浜松市保健所長